

2025年度 前期

【府の制度】大阪公立大学等授業料等支援制度 申請要領

申請を希望する者は、下記案内をよく読み、手順に沿って申請してください。

<申請の流れ>

1. 支援内容・支援対象となる要件の確認
2. 申請書類等の準備・オンライン申請
 - (1).申請書類等を準備
 - ① 住民票・証明書等
 - ② 「マイナンバー提出書」の作成・マイナンバー提出必要書類(確認書類)の用意
 - (2).「大阪公立大学授業料等支援制度 授業料等減免に係る認定申請フォーム」の入力(オンライン申請)
3. 申請書類等の提出
4. 【対象者のみ】国の制度の対象となった者への連絡(6月上旬頃)
 - 対象者は追加申請期間に国の制度の申請を行ってください。
5. 結果通知、授業料の取扱い、継続手続きについて

1. 支援内容・支援対象となる要件の確認



必ず申請前に、**大学 Web サイト**掲載「申請可否判定ツール」を確認し、**【府の制度】「大阪公立大学等授業料等支援制度」**の申請対象者か否かの確認をしてください。



大阪公立大学 経済支援



支援内容・支援対象となる要件の詳細は**大阪府Webサイト**を確認してください。

また、必要に応じて大阪府Webサイトの「制度Q&A」、「生計維持者に係るQ&A」も確認してください。



大阪府 公立大学 授業料支援



◎支援対象となるための要件(全てに該当する者が申請可能です)

1. 学生等の要件
2. 府内在住要件
3. 国籍・在留資格に関する要件
4. 大学等に入学するまでの期間等に関する要件※¹
5. 家計の経済状況に関する要件
6. 学業成績等に関する要件※²

次ページへ

1. 支援内容・支援対象となる要件の確認(続き)

※1 【大学院生】大学等に入学するまでの期間等に関する要件について

大学を卒業した後、引き続いて大学院に入学した者で、入学年度の前年度末年齢24歳までの者
大学在学時に休学(留学及び病気等)し、前年度末年齢が25歳で入学した場合でも対象と認められるケースもありますので、詳細は府ホームページの制度に関するQ&Aで確認してください。

※2 学業成績等に関する要件

学業成績等に関する要件は、前年度末時点の累計GPA及び修得単位数と学修計画書・研究計画書で確認をします。要件を満たしていない場合は、申請を行ったとしても不採用となります。

★前年度成績は、4月に学生Navi*にて公開します。

★過去に支援を受けていた者で成績の適格認定において「廃止」「停止」となった者は申請できません。

【学生ポータル(UNIPA)>学生Navi>授業料・経済支援制度>2. 経済支援制度(奨学金・授業料減免)>00. 成績】で確認してください。

学部・学域生対象 【高等教育の修学支援新制度との関係性について】

【国の制度】「高等教育の修学支援新制度」(＝国の制度)と【府の制度】「大阪公立大学等授業料等支援制度」(＝府の制度)は別制度です。対象となる家計基準が異なる為、併用して支援を受けようとする場合は、【国の制度】【府の制度】の両制度に申請が必要です(自動的に支援対象とはなりません)。

2. 申請書類等の準備・オンライン申請



申請書類等の提出とオンライン申請の両方の手続きが必要です！



(1). 申請書類等を準備

別紙提出書類確認票のとおり、申請書類等を準備してください。

① 住民票・証明書等

■ 認定申請書 様式1/様式1(別紙1)

記入漏れがないよう、確認してください。

■ 世帯全員の住民票の写し【原本】 全員

発行日から3か月以内のもの(右上に学籍番号と氏名を記入)を提出してください。

学生本人及びその生計維持者(原則、父母)が、入学日の3年以上前から引き続き大阪府内に住所を有していることが必要となります。

住民票を入手・提出するにあたり、以下を確認してください。

・世帯全員の住民票の写し【原本】で、申請者(学生本人)と生計維持者(原則、父母)及び扶養親族等世帯全員(続柄記載のもの)が記載されたものを提出してください。

・「世帯全員の住民票」の記載があること

・マイナンバーの記載のないもの

・複数枚発行されている場合は、全ページ提出すること

・世帯全員の住民票の写しのみでは申請者と生計維持者の関係や府内在住要件が確認できない場合、追加書類の提出を求めることがあります。

■ 住民票の除票又は、戸籍の附票 該当者のみ

学生本人、生計維持者が以下に該当する場合は、その方の前住所地の「住民票の除票」【原本】も併せて提出してください。

・入学日の3年前までの間に、大阪府内で市町村を跨ぐ住民異動がある場合

2. 申請書類等の準備・オンライン申請(続き)

- ・ 入学日の3年前から現在までに、生計維持者の一方が単身赴任により大阪府外へ住民異動した期間がある場合

※入学日以前3年の間に複数回の住民異動を行っている場合は住民票の除票ではなく、「戸籍の附票」を提出してください。

■ 単身赴任期間証明書(単身赴任に係る証明書・大学様式) **該当者のみ**

生計維持者が勤務地の関係(単身赴任等)で別居し大阪府外に居住している場合、学生本人及びもう一方の生計維持者の在住要件を確認できる場合は対象となります。その場合は、単身赴任のためやむを得ず他都道府県に居住している確認のため、「単身赴任期間証明書」を勤務先へ提出し、記入・社判押印の上、大学へ提出してください。

■ 学修計画書(学部・学域生) **該当者のみ** / 研究計画書(大学院生) **全員**

手書き用(配布分)又は入力用(学生Navi*からダウンロード、入力・印刷したもの/A4サイズの両面印刷1枚以内)のいずれか一方を提出してください。

- ・ **学修計画書** 裏面「3.学修継続の意思」のいずれかの項目に必ずチェックをしてください。

- ・ **研究計画書** 裏面「2. 研究の取組状況について」のいずれかの項目に必ずチェックをしてください(2年次のみ)。

➤ 以下に該当する場合は学修計画書(学部・学域生)の提出を省略できます。

- ① 新規申請における学業成績等に係る基準※を満たしている。
- ② 【国の制度】高等教育の修学支援新制度又は、日本学生支援機構 貸与奨学金(第一種)を同時申請し、大学に学修計画書を提出済みの場合。

※新規申請における学業成績等に係る基準
<2024年度以前からの在校生>
累計GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属する場合。
<2025年度4月入学生>
高校等における評定平均値が3.5以上である場合。

■ 兄弟姉妹の在学(校)証明書、教育負担に係る申立書等【原本】 **該当者のみ**

生計維持者(原則、父母)に扶養される子どもが学生本人を含めて2人以上いる世帯で、今年度末(来年3月末)の年齢が19歳以上で大学等に在籍している子どもを含める場合は、兄弟姉妹の在学(在校)証明書(学生本人・大学院生の子どもを除く)を提出してください。

- ・ 今年度4月1日以降発行のもの

- ・ 該当兄弟姉妹が他府県の大学に在学し住民票を異動している場合は、「住民票の除票」を併せて提出してください。

- ・ 高等学校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても特例的に大学等の学生とみなします。その場合は、予備校等の在学(在校)証明書【原本】を提出してください。

また、予備校等に在籍していない場合は、予備校等の在学(在校)証明書に代わる書類として、当該子どもに対する「教育費負担に係る申出書」を提出してください。同一人物の在学(在校)証明書と重複して提出する必要はありません。

- ・ 【教育費負担に係る申出書】は学生 Navi*よりダウンロード可能です。

■ 認定申請書 様式 1(別紙 2) **外国籍の者、社会的擁護を必要とする(していた)者**

学生 Navi*からダウンロード、記入して提出してください。

また以下の該当する書類を併せて提出してください。

2. 申請書類等の準備・オンライン申請(続き)

- ・在留資格及び在留期間が分かる証明書 **外国籍の者**
- ・入国日に係る証明書等 **外国籍で在留資格が「家族滞在」の者**
- ・児童養護施設等の在籍又は退所証明書 **社会的擁護を必要とする(していた)者**

■ 卒業大学の在学期間証明書 **大学院生の該当者のみ**

大学での休学(病気・留学)により入学時の前年度末年齢が 25 歳の者

■ 卒業大学の卒業証明書 **大学院生の該当者のみ**

大阪公立大学研究生を経て大学院に入学した者で入学時の前年度末年齢が25歳の者

② 「マイナンバー提出書」の作成・マイナンバー提出必要書類(確認書類)の用意

「マイナンバー提出書のセット」に同封の**【重要】マイナンバー(個人番号)の提出方法**をよく読み、「マイナンバー提出書」を作成してください。

- **マイナンバー情報は大阪府が法令に則り管理を行います。**
- マイナンバー提出用封筒の中には、マイナンバー提出書及び番号確認書類のみを入れ、その他申請書類の書類は同封しないでください。
- マイナンバー提出用封筒は封をしないで大学に提出してください(受付時、提出書類の確認を行います)。
- やむを得ない事情により、マイナンバー関係書類が提出できない場合に限り、最新の課税証明書【原本】で受付します。生計維持者(原則、父母)と申請者本人の最新の課税証明書を提出してください。
- マイナンバーカードを取得していない場合でも、その他の書類等によりマイナンバーの提出は可能です。

(2). 「大阪公立大学授業料等支援制度 授業料等減免に係る認定申請フォーム」の入力

(オンライン申請)



申請フォームのURLは、別紙【府の制度】オンライン申請・書類提出についてをご確認ください。

【注意事項】

- 入力は1人1回限り、入力時に時間制限はありませんが、申請後の訂正はできませんので、各項目の入力内容をよく確認して入力してください。
- 事前に入力項目を確認したい場合は、学生 Navi*の入力見本を確認の上、申請してください。
- 取得した個人情報、大阪府の審査に必要な範囲で大阪府に情報提供いたします。
- マイナンバー(個人番号)を入力する項目はありません。
- 送信完了の画面が出ましたら受付完了となります。
- 必ず、「認定申請フォーム」で案内された「確認番号」を提出書類確認票の確認番号欄に記入してください。
- 申請内容について、確認のため個別に OMU メールでご連絡する場合があります。
- 「登録フォームに回答できない場合」、及び「入力見本」は学生 Navi*を確認してください。

*学生 Navi 掲載場所 (学生ポータル(UNIPA)のリンクからアクセスできます)

学生 Navi > 授業料・経済支援制度 > 2. 経済支援制度(奨学金・授業料減免) > 02.【府の制度】大阪公立大学等授業料等支援制度

3. 申請書類等の提出

準備した申請書類等を指定された提出期間に大学へ提出してください。ただし、【大阪公立大学等授業料等支援制度授業料減免に係る認定申請フォーム】の登録(入力)を完了させた者に限り、受付を行います。



**提出期間・提出場所は、
別紙【府の制度】オンライン申請・書類提出についてを
ご確認ください。**

<受付についての注意事項>

- 申請書類提出時の受付は、一時的なものとなり、提出された書類及び内容を全て確認するものではありません。
- 申請書類等に未提出等の不備がある場合は、受付時に「再提出依頼書」を交付しますので、再提出期間内に書類を揃えて学生課窓口にて再提出してください。(郵送で申請された場合は、OMUメールにてご連絡します。)
- 審査にあたり確認事項がある場合は、大学から個別でOMUメールにご連絡しますが、急を要する場合等は電話させていただくことがあります。06-6605-xxxx、072-254-xxxxからの着信を確認した場合は、必ず折り返しご連絡をお願いします。回答がない・連絡がつかない場合は、「審査対象外」により「不採用」となりますので注意してください。
- 申請を受け付けた者に対し、5月7日(水)以降に受付完了連絡を学生ポータル(UNIPA)にて通知します。

4. 【学部・学域生の対象者のみ】国の制度の対象となった者への連絡(6月上旬頃)

大阪府へ提出したマイナンバーでの所得審査の仮結果を踏まえ、国の制度の支援区分に該当する場合は、6月上旬頃に対象者のみ学生ポータル(UNIPA)にて連絡をします。**学部・学域生のみ**

- 学生課より連絡があった対象者は、追加申請期間に必ず国の制度の申請を行ってください。
 - ※ 申請されない場合は、授業料の一部、または全額の負担が発生することとなります。
 - ※ 通常の定期申請の受付は行いません。追加対象者のみの受付となります。
 - ※ 連絡未確認等により国の制度の申請を行わなかった場合、判定後の申し立てには対応致しかねます。

5. 結果通知、授業料の取扱い、継続手続きについて

■ 結果通知について

審査の結果の交付については以下のとおりです。また、減免結果は後日学生ポータル(UNIPA)でも確認可能となります。

- **【府の制度】のみ申請した者**
6月末に学生ポータル(UNIPA)マイページにて通知します。
 - ※ 不採用の場合は郵送にて交付します。
- **【国の制度】「大学等奨学生採用候補者決定通知」を提出した者**
5月以降順次、郵送にて交付します。
- **4月に国の制度、府の制度を同時申請した者**
6月下旬以降、郵送にて交付します。
- **6月に追加で国の制度の申請を行った者**
8月下旬以降、郵送にて交付します。

5. 結果通知、授業料の取扱い、継続手続きについて(続き)

【減免結果確認方法】 学生ポータル(UNIPA)>マイページ>学籍情報照会>減免者情報

<画面サンプル>

Top navigation: 掲示板 成績照会 履修 マイページ 申請 教職履修カルテ登録
Main menu: 重要 期限あり 学籍情報照会 重要情報はありません。 健康診断情報照会

開始年度から減免結果までが表示されます。
<審査中>
減免結果[未判定]

減免者情報	
開始年度	2025
開始学期	前期
減免制度区分名称	府
減免結果(減免、却下、未判定)	未判定
減免種別名称	
減免額	
メモ	

<判定結果>
減免結果が[未判定]
↓
[却下]又は[減免](全額免除・2/3減免・1/3減免)
で表示されます。
国の制度を申請した者は、「減免区分名称:国」と併せて結果を確認してください。

■ 入学料について(新入生のみ)

入学料は減免結果に基づき還付額を算出、8月末に授業料等引落口座へ還付予定です。

■ 授業料の取扱いについて

新規申請を受理された者は5月末の前期授業料納付が8月末まで猶予されます。

- ・ 減免結果が全額免除以外の場合は、8月末に授業料等引落口座より授業料を納付していただきます。
- ・ 6月に国の制度を追加申請した者は授業料の納付を国の制度の結果が出るまで猶予します。

■ 継続手続きについて

支援の対象となった場合、毎年2回(8月・12月)の継続申請時にオンライン申請及び必要書類の提出があります。告知は学生ポータル(UNIPA)にて行います。継続手続きを行わない場合は、支援が停止されますので注意してください。また、新規申請時以降の減免結果についても引き続き学生ポータル(UNIPA)で通知となります。(書面での通知は行いません。)

学生奨学支援室からののお知らせは、全て学生ポータル(UNIPA)を通じて行いますので、日頃より確認をするようにしてください。

【問い合わせ先】

■ 制度の内容に関する問合せ

大阪府・大阪市 副首都推進局 公立大学法人担当(授業料等無償化担当)
電話:06-6208-8877

■ 申請(手続き)に関する問合せ

○杉本キャンパス 学生課学生奨学支援室 学生サポートセンター1階
○中百舌鳥キャンパス 学生課学生奨学支援室 A3 棟 1 階
(平日 9:00~17:00) Mail:gr-gks-fusien@omu.ac.jp
*お問い合わせの際は学籍番号・氏名の明記をお願いいたします。

『大阪公立大学等授業料等支援制度』 申請の流れ



Step 1

申請要件の確認

府内在住要件等、その他の申請要件があります。

大学HPの申請可否判定
ツール・大阪府webサイト
等で確認してください。

大阪府webサイト 申請可否判定ツール



Step 2

申請書類（配布資料）を入手

大学Webページの案内に従い資料請求を行い、
申請資料を入手してください。

配布期間内に資料入手

大学HP・学生ポータル
（UNIPA）で案内されて
いる資料配布期間内に、
各キャンパスで申請資料
を受取ってください。

Step 3

提出書類を準備

公的書類等の提出が含まれますので余裕を
もって準備してください。

オンライン申請までに準備

配布の申請要領を確認し、
提出書類を準備してくださ
い。

Step 4

オンライン申請

学生本人のOMUIDおよびパスワードで
Microsoft365にログインして申請してください。

申請書類提出日までに入力（入力期日厳守）

書類提出時までに、配布の
申請要領に記載のURL
から、オンライン申請を
行ってください。

Step 5

大学へ申請書類の提出

提出書類を大学へ提出してください。
不備等があれば個別にご連絡します。

指定の日時・場所にて提出

提出日時・提出場所を配布
の申請要領で確認し、書類
を提出してください。
※オンライン申請と書類提出
のどちらか一方だけでは、申
請は完了しません。

受付完了連絡

申請完了！

申請が受理された方は、
授業料の納付が猶予
されます。
後日通知する審査結果
をお待ちください。

よくある質問(Q&A)はこちら↓



Q&Aで解決できない場合は、
gr-gks-fusien@omu.ac.jpへ
お問い合わせください。